

令和 8 年度 地域防災リーダー用装備品 ヘルメットほか 2 点（天王寺区役所）  
買入 仕様書

1 概 要

この仕様書は、天王寺区役所において調達する地域防災リーダー用装備品について規定する。

2 品名・数量

|     | 品名       | 数量    |
|-----|----------|-------|
| (1) | ヘルメット    | 1 7 個 |
| (2) | 安全靴 長編上靴 | 1 2 足 |
| (3) | 安全靴 短靴   | 5 足   |

※各品目のサイズ別数量については、別紙 1 「サイズ別の数量一覧表」のとおり

3 製品規格等

別紙 2 「品目別仕様書」のとおり

4 納入期限

令和 8 年 11 月 20 日（金）

5 納入場所

天王寺区役所 市民協働課 安全まちづくり室  
大阪市天王寺区真法院町 20 番 33 号（天王寺区役所 3 階）

6 特記事項

- (1) 納入時期については、事前に天王寺区役所事業担当者と打ち合わせること。
- (2) 納入に要する費用は、一切、受注者の負担とすること。
- (3) 装備品の文字サイズ等、詳細については、契約後に事業担当課と打合せること。  
※契約締結後、受注者にサンプル貸出可
- (4) 納入品については、品目ごとに統一した製品を納品すること。
- (5) 応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合(同等品の可否を含む)は、質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (6) 契約締結後、速やかに単価のわかる内訳明細書を事業担当へ提出すること。
- (7) 不適正な契約事案の再発防止対策にかかる特記仕様書を遵守すること。
- (8) グリーン配送に係る特記仕様書を遵守すること。
- (9) 暴力団等の排除に関する特記仕様書を遵守すること。
- (10) 生成 AI 利用に関する特記仕様書を遵守すること。

7 事業担当

大阪市天王寺区真法院町 20 番 33 号

天王寺区役所 市民協働課 安全まちづくり室 (TEL : 06-6774-9899)

## サイズ別の数量一覧表

(1) ヘルメット・・・17個

(2) 安全靴 長編上靴 (1 2足)

|             |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| サイズ<br>(cm) | 23.5 | 24.0 | 24.5 | 25.0 | 25.5 | 26.0 | 26.5 | 27.0 | 27.5 | 28.0 | 29.0 |
| 数 量         | 0    | 1    | 1    | 1    | 0    | 2    | 2    | 1    | 1    | 1    | 2    |
| サイズ<br>(cm) | 30.0 |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 数 量         | 0    |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |

(3) 安全靴 短靴 (5 足)

|             |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|-------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| サイズ<br>(cm) | 22.0 | 22.5 | 23.0 | 23.5 | 24.0 | 24.5 | 25.0 | 25.5 | 26.0 | 26.5 | 27.0 |
| 数 量         | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 0    | 3    | 1    | 0    | 0    | 0    |
| サイズ<br>(cm) | 27.5 | 28.0 |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
| 数 量         | 1    | 0    |      |      |      |      |      |      |      |      |      |

品目別仕様書

1 ヘルメット (図 1 参照)

(1) 型式：飛来落下物用安全帽

(2) 材質

①帽体材質

良質の熱可塑性樹脂（ABS樹脂）とし、耐水性・耐熱性・耐寒性・絶縁性に優れ、かつ皮膚に有害な影響を与えないもの

②着装体材質

着装体及びあご紐は、合成樹脂、合成繊維または綿とし、強靱であって着用者の汗や頭髮油などで傷まず、また皮膚に有害な影響を与えないもの

(3) 性能

①物体の飛来及び落下による頭部の危険防止用

②頭部の感電事故防止用

※耐貫通性、衝撃吸収性、耐電圧性について、厚生労働省の型式検定に合格したもの

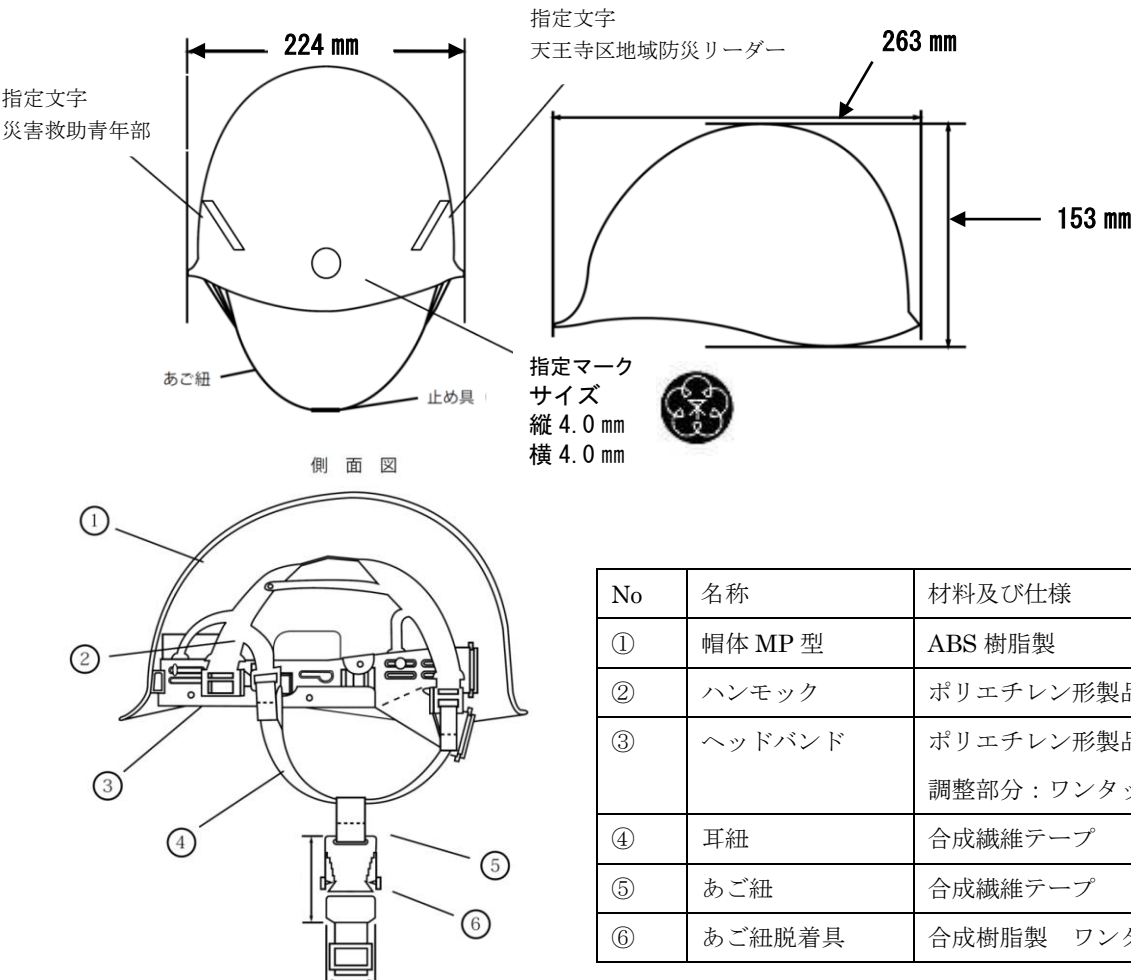
(4) 色：白色

(5) その他

①前面に指定マーク（青色）、左右に指定文字（黒色）を入れること

②帽体内部の見やすい位置に、型式検定合格標章の表記をすること

【図 1 ヘルメット】



| No | 名称      | 材料及び仕様                        |
|----|---------|-------------------------------|
| ①  | 帽体 MP 型 | ABS 樹脂製                       |
| ②  | ハンモック   | ポリエチレン形製品                     |
| ③  | ヘッドバンド  | ポリエチレン形製品<br>調整部分：ワンタッチアジャスター |
| ④  | 耳紐      | 合成繊維テープ                       |
| ⑤  | あご紐     | 合成繊維テープ                       |
| ⑥  | あご紐脱着具  | 合成樹脂製 ワンタッチ式 (止め具)            |

## 2 安全靴（長編上靴・短靴）

## (1) 形式

①安全靴 長編上靴 外ファスナー付き、紐付き外羽根式長編上げ安全靴（図2参照）

②安全靴 短靴 紐付き普通作業用安全靴（図3参照）

## (2) 構造

甲被は革製で、つま先部に鋼製先芯を装着し、本底は耐油性ゴム底を用い、表底は耐滑性、屈撓性、泥詰まり防止を加味すること

※長編上靴には、脱ぎ履き用の外腰革にファスナーを取り付けたものとする

## (3) 種類

JIS T8101（安全靴）に規定する革製

## (4) 使用材料

## ①甲被

天然牛革をクロムなめししたもので、厚さは均等（革厚1.5mm以上）

JIS T8107の試験方法により、下記の表に適合していること

| 項目   |         | 規格    |
|------|---------|-------|
| 銀面割れ | 高さ (mm) | 6.0以上 |
|      | 荷重 (N)  | 150以上 |

## ②先芯

表面をすべて平滑に仕上げ、へり及び角に丸みを付け、全面にわたって錆止めを施した鋼製のものとする

## ③縫糸

太さ及びより方は均等なもので、使用目的に適合する合成繊維糸とする

## ④表底

JIS T8107の試験方法により下記の表に適合した合成ゴムを用い、表底の最薄部分が3.0mm以上

## ・安全靴 長編上靴

| 項目    |                         | 規格      |
|-------|-------------------------|---------|
| 引張試験  | 強さ (N/mm <sup>2</sup> ) | 14以上    |
|       | 伸び (%)                  | 300以上   |
| 引裂試験  | 強さ (N/mm)               | 35以上    |
| 老化試験  | 引張強さの変化 (%)             | -15～+15 |
| 浸せき試験 | 体積変化率 (%)               | 12以下    |

## ・安全靴 短靴

| 項目    |                         | 規格    |
|-------|-------------------------|-------|
| 引張試験  | 強さ (N/mm <sup>2</sup> ) | 6以上   |
|       | 伸び (%)                  | 300以上 |
| 引裂試験  | 強さ (N/mm)               | 25以上  |
| 老化試験  | 引張強さの変化 (%)             | ±20以内 |
| 浸せき試験 | 体積変化率 (%)               | ±12以内 |

## ⑤中底

柔軟かつ強靱で、吸湿性のある合成材を用いること（厚さは3.0（±0.6）mm）

## ⑥その他

付属品（紐、ハトメ、ホック、ファスナー等）は、全て、使用目的に適合したものであり、金属製のものは、錆がないこと

## (5) 完成品の品質と性能

靴の仕上げが良好で、形状が均整かつ堅固なもので、傷、紋点、汚れその他著しく外観を損ずるような欠点のないものであり、耐衝撃性、耐圧迫性、表底の剥離抵抗について、JIS T8107の試験方法により、下記の表に合格したものであること

| 項目                      | 規格               |          |
|-------------------------|------------------|----------|
| 耐衝撃性及び耐圧迫性<br>(試験条件：S種) | サイズ (cm)         | すき間 (mm) |
|                         | 23以下             | 12.5以上   |
|                         | 23.5～24.5        | 13.0以上   |
|                         | 25.0～25.5        | 13.5以上   |
|                         | 26.0～27.0        | 14.0以上   |
|                         | 27.5～28.5        | 14.5以上   |
|                         | 29.0以上           | 15.0以上   |
|                         | ※すき間（中底と先芯とのすき間） |          |
| 表底の剥離抵抗 (N)             | 300 以上           |          |

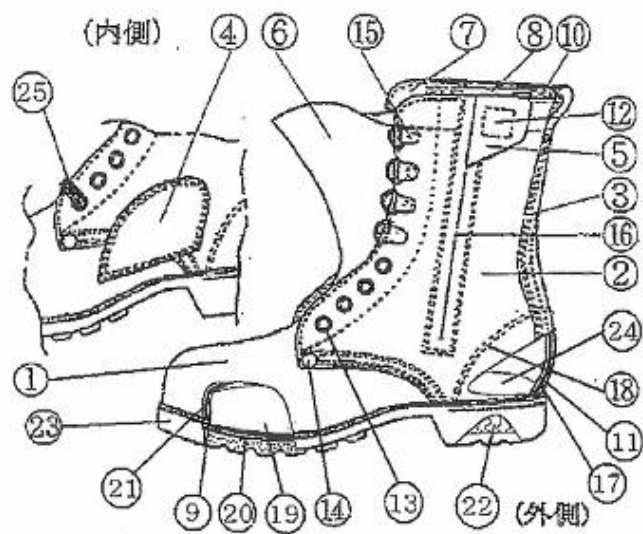
## (6) 包装・表示

①包装は、片足ごと薄紙に包んで、一足箱に収納し、箱の見やすい位置に、品名、サイズ、JISマーク、JIS規格番号、JIS認定番号、製造会社名、製造年月日を表示すること

②靴の表底に社標、サイズ、JISマークを表示すること

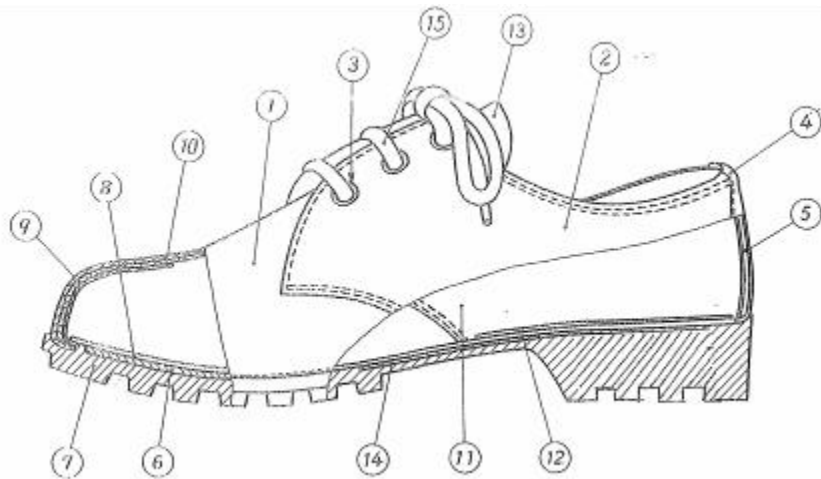
③中敷には、JIS規格による種類、認定番号、製造会社名又は製造会社名を示す略語を表示すること

【図 2 安全靴 長編上靴】



| N0 | 名称        | N0 | 名称  | N0 | 名称     | N0 | 名称       |
|----|-----------|----|-----|----|--------|----|----------|
| ①  | 先革        | ②  | 腰革  | ③  | 市革     | ④  | パッチ革     |
| ⑤  | ファスナーカバー革 | ⑥  | ベロ革 | ⑦  | ハトメ裏   | ⑧  | 防水革      |
| ⑨  | 先裏        | ⑩  | 縁裏  | ⑪  | インポケ   | ⑫  | 面ファスナー   |
| ⑬  | ハトメ       | ⑭  | カシメ | ⑮  | クイック尾錠 | ⑯  | サイドファスナー |
| ⑰  | 月型芯       | ⑱  | 縫糸  | ⑲  | 中底     | ⑳  | 中物       |
| ㉑  | 先芯        | ㉒  | 踵芯  | ㉓  | 表底     | ㉔  | 中底       |
| ㉕  | 靴紐        |    |     |    |        |    |          |

【図 3 安全靴 短靴】



| N0 | 名称  | N0 | 名称   | N0 | 名称  | N0 | 名称 |
|----|-----|----|------|----|-----|----|----|
| ①  | 甲革  | ②  | 腰革   | ③  | ハトメ | ④  | 市革 |
| ⑤  | 月型芯 | ⑥  | 中物   | ⑦  | 表底  | ⑧  | 中底 |
| ⑨  | 先芯  | ⑩  | 先裏   | ⑪  | 腰裏  | ⑫  | 中敷 |
| ⑬  | 砂よけ | ⑭  | 踏まず芯 | ⑮  | 靴紐  |    |    |

## 不適正な契約事案の再発防止対策にかかる特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の天王寺区役所企画総務課（連絡先：06-6774-9625）に報告しなければならない。

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。  
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。

- (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
- (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車

- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車交通環境対策グループ

電 話：06-6615-7965

## 暴力団等の排除に関する特記仕様書

### 1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

### 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。